

第7期 第1回自治基本条例推進委員会 検討部会 会議録（概要）

| | |
|------|--|
| 名称 | 第7期 第1回自治基本条例推進委員会 検討部会 会議録 |
| 開催日時 | 令和5年9月8日（金） 午後6時00分～ |
| 開催場所 | 阪南市役所 別棟2階 第3・4会議室 |
| 出席者 | 【検討部会委員】 壬生部会長、小坂委員、堀委員、齊藤委員、田中委員、佐渡委員、6人出席 【市】 政策共創室 藤原室長、菊野参事、御坊谷室長代理、岩下総括主査、根来総括主事 |
| 傍聴人数 | 1人 |
| 議題 | ○地域まちづくり協議会とは ○（仮称）地域まちづくり協議会条例の方向性 |
| 資料 | ○資料1 地域まちづくり協議会とは ○資料2 （仮称）地域まちづくり協議会の方向性 ○資料3 地域まちづくり協議会条例比較 ○参考資料1 地域まちづくり協議会の他市事例 ○参考資料2 （仮称）阪南市地域まちづくり協議会条例（案） |
| 会議 | <p>あいさつ</p> <p>部会長 皆様お集まりいただき、ありがとうございます。第1回目の検討部会を開始したいと思います。ひとまず次第どおりに進行していこうと思うのですが、次第の3、地域まちづくり協議会とはということから始めてまいります。この部会が設置された理由は、地域まちづくり協議会についてきちんと考えていくということになっています。特に本日1回目は事務局の説明をきちんと聞いて、阪南市で現在考えておられる地域まちづくり協議会がどのようなものかということをお私たちで理解する。もし理解できない部分があれば、きちんと質問して、理解を深めていくようなところから始めたいと思っております。よって、この次第3は非常に重要ですので、事務局はわかりやすく説明をお願いいたします。</p> <p>【地域まちづくり協議会とはについて】</p> <p>事務局 地域まちづくり協議会とはについて、資料1と参考資料1に基づき説明。 （地域まちづくり協議会とはについて確認、委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>部会長 ご説明ありがとうございます。これは市が考えているまちづくり協議会の話でいいですね。</p> <p>事務局 現状や課題、地域内に見える助け合いというのはそうですが、資料1の最後の一体型、分離型は本市の方で現在、このようなことを考えているというイメージになります。</p> <p>部会長 では、一般論ということではないのですか。これは一般論ですよ。</p> <p>事務局 一般論と最後のイメージ図の部分はということでしょうか。</p> <p>部会長 それも一般論ということですよ。</p> <p>事務局 はい、そうです。</p> <p>部会長 阪南市ではこれから考えていくという段階ですが、推進委員会でもいろいろ話があったとおり、日本の様々な地域で、大阪府下でもいくつかの自治体が似たような取り組みをされています。地域まちづくり協議会というものを作り、地域での自治をより促進するようにしようということがされてきています。どのような理由で、どのような形でそのまちづくり協議会が作られているか、どのような活動をしているのか。そのようなことをまとめていただいたのは恐らく参考資料1であると思っておりますが、それでよろしいですよ。私の見解ですが、地域まちづくり協議会について先ほど事務局も説明してくださいました。それは地域で困りごとがある、また地域でさらに活動を行いたいということに取り組みするための方法の一つです。したがって、解決策として地域まちづくり協議会がすべて、これしかないというわけではないことが一つ言えると思います。説明にもありましたが、様々な活動をしています。活動も参考資料1が非常に理解しやすかったかなと思います。例えば亀山市の城東地区まちづくり協議会の取り組み内容を見ればわかる通り、その地域の課題に特化した形で協議会の事業を行っているところもあります。また、朝来市の和田山地区の地域自治協議会の事例のように、地域での課題でいえばほぼ全般、様々な幅広い課題に取り組みという形になっています。ここでは地域自治協議会と呼んでいますが、協議会の活動を展開している事例もあるということです。加えて、私は先ほど地域まちづくり協議会は解決方法の一つで、すべてではないという話をしました。米原市の大野木長寿村まちづくり会社の事例では、地域まちづくり協議会ではありませんが、地域の課題の解決に取り組みするために、有志が団体を作り、一定の資金をいただきながら持続可能な形で事業展開をしている事例です。様々な事例も紹介していただきましたが、資料のとおり、実は自治体ごとにまちづくり協議会、地域自治協議会となっています。また、大阪市内では地域活動協議会と言うところがあります。名前も異なれば、その組織、どのような仕組みにするか、どのような制度設計にするかという点で差異もかなりあります。阪南市ではどのようにすればいいのかをこれから少し考えていくことが、今期の自治基本条例推進委員会の大きな課題であるということです。前回の推進委員会に加え、本日、まちづくり協議会の説明を先ほど事務局からしていただきましたが、いかがでしょうか。どのようなことをこれから考えていくのか、まちづくり協議会がどのようなものかは、おおよそイメージしていただけたでしょうか。理解しにくかったことや疑問点などがあれば、現在の段階で挙げていただければ嬉しいのですが。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>範囲において、小学校区に一つという部分で気になるところがあります。緑ヶ丘では、既にこれにかなり近いような活動を多く行いました。その組織作りの段階までは至っていませんが、よく似た活動しているという点が一つです。</p> <p>もう一つは、桜ヶ丘にも自治会があり、同様に新興住宅地もあります。したがって、朝日小学校区の中であれば、緑ヶ丘ができていいなということは桜ヶ丘の方もできる可能性はあるかもしれません。</p> <p>以上から、範囲は小学校区に一つと限らなくてもいいのではないかなと思います。</p> |
| 部会長 | <p>先ほど自治体ごとに仕組みが異なるという話をしましたが、小学校区単位で地域まちづくり協議会を作っている事例もあれば、少し広めの中学校区単位で作っている事例もあります。先ほど述べていただいたとおり、ほぼ同様の取り組みを自治会単位で行っているということもあります。したがって、これをどのようにしていくかはきちんと議論する必要があります。</p> |
| 委員 | <p>緑ヶ丘での活動が非常に活発になっています。</p> <p>日曜日の予定はすべて詰まっています。第1、第3日曜日ではラジオ体操、モーニングカフェ、ポッチャ、青空市場、それだけ行っています。第2、第4日曜日では、昼からは毎度ゆうゆうサロンを行っていました。今度は午前中も住民センターが空いているので、そこで皆でカラオケではなく、皆で声を出して歌を歌うことを10月から開催することを自治会会報に掲載されていました。</p> <p>もう一つは、助け合いのようなものができています。一人暮らしの方で、自分の庭の草刈りやはげてきたペンキ塗りということを依頼すれば、実費でしてくださる制度が緑ヶ丘で既にできています。</p> <p>したがって、そのようなことがすべてまとまって、地域まちづくり協議会になるのかなと思います。現在は個別に活動しており、そのような名称ではないのですが、それらしき活動はしております。月曜日三部に分けて、百歳体操を住民センターで行っていますので。</p> |
| 部会長 | <p>これはおそらく、これから考えていく中で地域まちづくり協議会の範囲をどうするかという話と先ほども言いましたが、既に取り組まれている様々な活動とどのように整合性を、どのように整理していくのか。今ある活動を重要視していきたいなとも私と思いますが、恐らくそれは皆が思っていることであると思います。それをどのように生かしていけるかをきちんと考えていかなければならないというご指摘かなと思いました。</p> |
| 委員 | <p>地域まちづくり協議会という名前の中に入れるか、このまま継続するのでしょうか。よく似たことを行っているのでその辺はどうなるのでしょうか。もちろん校区福祉委員会と自治会、ボランティア等が既にできています。</p> |
| 部会長 | <p>そこはどうするのかは私も気になるところではありますね。</p> |
| 委員 | <p>箱作では既に非常に活動されているので。</p> |
| 部会長 | <p>何かありますか。</p> |
| 委員 | <p>まちづくりという言葉自体が、まちづくりとはということで先ほど説明していただきましたが、やはり地域によっていろいろ課題が異なるわけですね。課題も対象も異なります。それから年齢も差が出てくると思います。</p> <p>そのような中、私たちが現在地域まちづくり協議会ということで、対象にする範囲といえますか。最後の方に書いていますが、私たちが現在行っている箱の浦自治会まちづくり協議会は、高齢者の問題解決が主体で始めた活動です。ただ高齢者の問題解決とはいっても、要支援1、2といったまだ元気な方を対象にしていることが私たちの主な活動です。ただ、行ってきて課題に思うのは、さらに要介護2、3、4、5、6になると、それは私たちの範囲から外れると思います。したがって、そのような元気な方の活動を支えるまちづくりが、私たちが現在行っている高齢者のまちづくりです。では、それだけでいいかといえば、やはり高齢者のみを行えば、活気がなくなってきます。それを補充するのはやはり子どもの支援などで、そのような部分を入れてお互いに力を与え合うという動きをしていますが、それもまたなかなか難しい問題であると思います。したがって、私たちは高齢化、高齢者の問題解決を基に始めましたが、子どもたちのための餅つき大会やクリスマス会、サツマイモ掘り、そらめん流しというような活動を行っています。お互いに元気を出し合っているような活動です。よって、なかなかまちづくりということに1つに絞られないというようなことは私は思っています。</p> <p>もう一つは、20年、30年前までは校区福祉委員会が主体になり、活動を行っていたように思います。現在は、校区福祉委員会の活動に参加しようとしても、そこに行けません。そのため、活動範囲がさらに小さいです。私は箱の浦が団地の中の活動にとどまり、箱作、下荘校区まで出て行って活動することは、もはやなかなかできない状態にあると思っています。とりとめのない話ですが。</p> |
| 部会長 | <p>いえいえ。活動の範囲ということで。</p> |
| 委員 | <p>先ほど校区福祉委員会を主体にと言われていましたが、校区福祉委員会はもはや過去の組織であり、新しい組織としてはさらに小さい地域のまちづくり協議会のようなものになっていくのではないかと私は思います。</p> |
| 部会長 | <p>その辺りはおそらく地域により差異があると思いますがね。先ほどのどのような活動に注力するかもおそらく地域により異なるということですね。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。</p> <p>先ほど資料1と参考資料1で説明をいただき、その後に市内の現状や少し理解ができなかったことなどを発言していただいています。もし資料を見て理解できない言葉や内容があれば、質問していただければありがたいです。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | 資料を拝読して、方法や考え方を私なりに理解していると思いますが、方向としては地域まちづくり協議会を作りますという前提で動いているのかなと思いました。 現在のその地域は、私の在住地域でいえば桃の木台ですが、地域としてはまだできておよそ22、23年になります。歴史でいけばそこまでない地域ですが、当初から自治会が全部で三つあります。校区エリアでいけば、小学校が一つあり、その三つの自治会は兼用でした。地域活動でいえば自治会や先ほど述べられた校区福祉委員会、あと地域でいけばシニアクラブなどが活動しています。したがって、自治会で活動しているので、感覚的になりますが、新たに地域まちづくり協議会を作らしようという話になった際に、地域の方にそれが伝わるでしょうか。よくあるかもしれませんが、自治会があるので、なぜ地域まちづくり協議会が必要なのかと思われる。桑畑であれば自治会を活動して、足りない部分を組み合わせで行っているという、そのようなところもあると思います。自治会で完結してしまっていると思われるのであれば、地域まちづくり協議会はそもそも必要ないのではないかと議論が出てくるのかなと思います。ただ何戸ずつ、これから人口が減少し、担い手が不足していくと思っていく中、次第に足りなくなっていくと何となく思います。ただ、現在は何とか回していけるのではないかと感じるのかなと思います。よって、まちづくり協議会を作るメリットを伝えていかななくてはならないと思います。 |
| 部会長 | 実感として、本当に現在、地域まちづくり協議会が必要と思う人が何人いるかという話ですよ。ただ、市としては作るというよりは、作られるように制度を整えるということですよ。 |
| 事務局 | これまで、機能しておけば別に問題はないかなとは思いますが、昨今の事情などを見ても、やはりかなり自治会活動が厳しいという状況が多くでています。逆にいえば、自治会活動が成り立っているところの方が少ないです。加入率が低いですよ。逆に旧集落のところであれば、自治会は必要なのかという話が出てくるようなところもあります。ただ、それは地域によって異なるのではないかと考えています。 そこは何か問題なのかといえば一つは、南山中が水道と地域をコミットさせることがなかなかないという状況があります。それはある程度広い形で見なければ、それぞれの団体のみでいけば、なかなかいかないというところもあります。校区福祉委員会も自治会も各種団体もそうですが、その地区におられる方などを中心に解決型といいますか。現在困っていることが社会課題であるため、先ほどありましたように、社会課題であればその解決のためにどうすればいいのかということ地域全域で解決していく。そのような形で整えていくというようなところが地域まちづくり協議会に値するのではないかな、これからの形になっていくのかなと思っているところがあります。よって、我々としては条例という形として制度化して、いつでもできるような状況をつくっておくことがいいのではないかと思います。少し前までは、おそらく強制的に小学校区単位で作ったというような市町村もあったと思いますが、現在は時代がそうではないかと思えます。作られるように制度を整えたいと思えます。 |
| 委員 | その説明を聞いて少し安心しました。地域まちづくり協議会の作る例があればと思いましたので。 |
| 部会長 | 地域まちづくり協議会を作ろうと思った際に、スムーズに作って活動ができるように、制度を作っておきたいという趣旨ということですね。 |
| 事務局 | したがって、自治会とイコールで事業を取り組んでいただいても別に問題ないかなと思っています。 |
| 部会長 | そうすれば、地域まちづくり協議会を作る意味がないではありませんか。 |
| 事務局 | しかし、自治会の中にその全てのことが網羅できていると思います。 |
| 委員 | 対象者の問題があるのかなと思います。自治会といえばその加入者に対し、いわゆるそのような地域サービスを提供する部分があるかと思えます。いわゆる地域まちづくり協議会にはより公益性を持った活動ができるようにという意図が入っているのかなと思いました。自治会に加入、加入していないにかかわらず、広くその対象者を網羅して活動しようということなのかなと思うのです。よって、その認証制度やひいては構成的なところも言われているのかなと思えました。 |
| 事務局 | 私が言いたかったのは、桃の木台の中でした。確かに様々な団体もありますし、その加入率も若干低いところもあります。それについては、地域まちづくり協議会はどちらかといえば将来的には進めていきたいなというところです。 そうではなく、非常に小さい集落が本市にもあります。そこはわざわざ多くの団体を作ることはなく、もう数十人の単位です。そこで集落であれば、その地域まちづくり協議会が担う、もしくは町の自治会が地域まちづくり協議会と同様の役割を担うということになるかと思えます。一体型のイメージはそのようなものかなと思っています。 |
| 部会長 | 少し話が飛んでいると思いますが、よろしいですか。 その話をすると小学校区単位が飛んでしましますがね。事務局が述べているのは、柔軟に考えられるということであると思うので。個人的な解釈ですが、おそらく地域まちづくり協議会とならなくとも、その機能を果たすような団体ができればそれでいいだろうなというふうな話を聞いていて思いました。それで問題ないですよ。 |
| 事務局 | はい。問題ないです。 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>前回は話をしましたが、校区福祉委員会という活動が小学校区でというふうにありますよね。どうも話を聞いていけば、何かその活動とほぼ似たり寄ったりの活動になるので、地域まちづくり協議会はそれとどのように異なるのでしょうか。例えば、我々の役員メンバーは三十数名います。自治会長や老人会の会長、民生委員といった方も加入しております。福祉の関係とはいえ、その8割は福祉と事業で構成されています。そのような中で、どのように地域まちづくり協議会というものがなっていくということが我々としては少しわかりにくいです。何か異なるところがあるとすれば、やはり行政との繋がりといえますか。我々の上位団体というものは欲しいですね。協議会です。それとは異なった部分の何か問題が出てこれば、それはどのように解決できるのかなという気がしなくもないです。しかし、それは実現するのは難しい話ばかりではないかなという気がします。</p> <p>したがって一つは、先ほど桃の木台の自治会の話をしていましたが、自治会というものは、もうちょうど1年で班長を変わっていきます。我々の方話を聞いていますと、活動も既に限られています。これから先も、自治会の活動が様々な方向に展開していくとどうも思えないということでもあります。老人会も私の校区では6つの自治会のうち、約4つの老人会の会長が委員を務められていますので、その人たちの意見も聞きます。おおよそ似たような話ですが、何かしようという人たちのリーダーの集まりですが、割と積極的に色々なことを行っています。カフェとかすべて行っています。資料1に記載されていることはほぼ福祉で行っています。</p> <p>したがって、少し異なった方向、異なった項目、課題といえますか。何かあるのかなということ少し疑問に思っています。</p> |
| 部会長 | <p>現在ある活動に重ねても、負担が増加するだけです。組織の運営はさらに負担になると思っています。ただでさえ担い手が不足しているという中で、組織を増加させることは少し辛い話であるということがよくわかります。</p> <p>これは最初に委員が述べたことも関係すると思いますが、現在、すでに地域でいろいろ実際行われている活動。市民の方々にも重要にされている活動とどのように整理をしていくかです。おそらくそれはこれからよくよく考えていかなければならないところで、それを考えていくにあたり、地域によりおそらく非常に異なるものがあります。よって、そこをどのように柔軟に対応できるような制度設計をするかということも考えていかなければならない点であるということでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>その提案も含め、研修を地域で何度か開催させていただいています。一つの提案として、地域の方で現在取り組んでいる活動を棚卸ししていただく。どこが重複しているかということも提案しながら、少し地域の活動のあり方を考えてみてはいかがでしょうかということから提案をさせていただいているところはあります。</p> <p>活動の棚卸しと言いますが、その辺りも含め、自治会や老人会、また福祉の活動を経験するというようなことができればいいですね。担い手が少ないですね。いいですねというようにことから行っていくにはどれくらいまでやりますかということを考えてみてはいかがでしょうか。そのようなことを現在、改革をさせていただいています。</p> |
| 部会長 | <p>返すようで申し訳ないですが、例えば自治会のやっている仕事を簡素化して皆でできるものにする、いわゆるスリム化することは別にどの団体でも聞く話です。棚卸しをして熟考なくして、事業を削減してそれぞれの団体が活動を継続できるような軽いものといえますか。重要なものだけきちんと残していこうという取り組みをされることと、地域まちづくり協議会を作ることは私にはあまり繋がらないのですが、簡素化すればいい話です。</p> |
| 事務局 | <p>簡素化した際に、一つは地域の担い手、活動していただける方を確保するとしたときには、ある程度の団体を多く持っている方が有利ではないかと思っております。</p> |
| 部会長 | <p>そのような場合もあるでしょうね。</p> <p>そもそも団体が小さい形で担い手がないのに、それが増加すれば担い手が増加するというのが私は少し理解できません。分母が増加するという意味では、増加するということですね。</p> <p>その辺を置いとくとしてもどちらにせよPTAでもよく問題になりますが、これまで継続して行ってきたことをこれからも本当に行うのか。そのことを折に触れて見直すことはおそらく、どのような組織でも重要であると思います。それはそれで非常に重要であると思います。その中で、あえてその地域まちづくり協議会を作ろうというふうに、どうすれば思えるのか。作っていただきたいのではなく、作ろうというふうに地域の方が思えるような仕掛けといえますか。投げかけをこれからどのようにされていくのかも、ある意味一つ大きな問題ではないかなと思います。</p> |
| 委員 | <p>先ほどの桃の木台の話では、町ができて約10年、20年とまちが新しく、他の地域と少し異なると思います。現在、桃の木台では皆活気があり、自治会で何でも処理できるというような体制がかっちりできており、次に継続していくということもできていると思います。ただ、もう私たちの住んでいるところは既に何十年もきており、自治会の役員は2年が限度です。そして頻りに変わり、もう役員を務めたくない人も大勢いるというような先ほどの話ですね。地域の課題は、もう長きにわたって取り組んでいかなければならない問題を扱うわけですね。</p> <p>私たちが高齢者というような問題は自治会では無理なので、協議会を作って取り組んでいこうということで、箱の浦自治会まちづくり協議会ができて現在、約12年目になります。そのようにすることでそれに特化した地域まちづくり協議会がいいかどうか少しわからないのですが、そのような体制が必要なのではないかなと思います。</p> |
| 部会長 | <p>それは大変よくわかりました。1年、2年でメンバーが変わるのでは続けることができないような取り組みを地域で必要とした場合、地域まちづくり協議会といわれるような組織の形態を作ることが一つですね。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | その問題は、校区福祉委員会の方も既に取り組んでいます。したがって、私たちが取り組んでいることと、校区福祉委員会が取り組んでいることはあまり変わらないのではないかとことを言われます。私はそこが、先ほど述べたようにこれまで校区福祉委員会で対応していました。高齢化が徐々に進行し、私たちも10年から30年前は、校区福祉委員会で計画された行事に車や自転車で行って参加していました。しかし、現在はそのような方が既に70歳から90歳という形になり、校区福祉委員会が計画する行事に自主的に参加できない。参加するためには送り迎えをしなければならない。もう必ずそのような体制を整えなければ活動できないという状況になっていますので。それは楽々送迎などをきちんとやればいいわけですが、それに頼ったまちづくりではなく、それはまた別の種から外れた脇の活動のように私は思うのですが。中核のこのまちづくりと、その周辺にある。 |
| 委員 | 先ほど校区福祉委員会の役員も高齢化しているような話をされていましたが、決してそのようなことはありません。地域によっては50代の委員もいます。何か校区福祉委員会の活動が従来から同様なことはかり行っているということではないです。それぞれ新しいアイデアで、例を挙げれば、花の球根を届ける、あるいはミニトマトの苗を作り、希望者に配ることがあります。新しいことなどは、その福祉の関係で行おうとしています。やはり最も問題と思われるのは、先ほどどなたか述べられましたが、やはり自治会の会員でない方たちを若者も含めてどのようにしていくのか。その辺が、我々が継続して行って最も問題かなと思います。一つは安心ダイヤル、災害時要援護者登録制度という市の制度があり、これも130数名の方が登録されています。ただ、個人情報をはば届け出ない、それが嫌であるという方もいます。やはり最も重要なのは、そのような安心ダイヤルの登録ではなく、多くの一人暮らしの人をどのように見つけ、どのように情報や色々なお世話するかとかいうところが現在、非常に悩んでいるところです。そのようなところがこの地域まちづくり協議会のようなものがあり、行えるのではないかなと思います。ただ、それをやれるかどうかというのが疑問に思います。したがって、いわゆる福祉の関係以外に地域まちづくり協議会が何かテーマが見つかるかどうか、最も興味のあるところといえますか。そのようなところを、逆に言えば、作っていかねばならないのではないのでしょうか。それを行うにあたり、行政の力があればできそうなことがあるのではないかと。そのようなテーマを出すための地域まちづくり協議会のようなものがあればと思います。よって、校区福祉委員会が昔から長らく同じことを行っていると言われましたが、本日、校区福祉委員会に出席しましたが、皆さんそれぞれ様々なことを発表されました。本当に何か色々な新しくいいところに、それぞれアイデアで行っております。その流れであれば、現在最も、要するにまちづくりに関して活発に動いているのは、校区福祉委員会ではないかなと思っ |
| 部会長 | ありがとうございます。恐れ入りますが、委員、何かありますか。 |
| 委員 | この地域力支援研修に参加させていただき、やはり最も感じるのは先ほどから話が出ている地域ごとに課題が異なることです。それを何か一つのルールを決めてまとめることが、非常に難しいのかなということを感じます。やはり現場で色もかなり異なり、どれが最も活発的に動いていることもそれぞれの地域で異なってくると思います。担い手の問題も本当に切実なところもあれば、割といらっしゃるところも出てくるので、この地域まちづくり協議会を本当に作るとなれば非常に難しいなという印象しかありません。地域まちづくり協議会は果たして必要なのかということもまだ疑問は持っています。 |
| 部会長 | 正直なご意見をいただいたかなと思います。まったく否定しているというわけではなく、地域まちづくり協議会を作るのは難しいということですよ。これまでの話を聞いていると、地域まちづくり協議会は、現在ある活動や組織だけでは対応できない課題を地域の人が発見や気づきによりそれに組みたいと思った際に使用できる手段かもしれないですね。そちらのアプローチが必要な気がします。 |
| 委員 | それに加えて棚卸しという部分ですが、その基準が非常に難しいのかなと思います。その研修会でも棚卸しが一つのテーマとしてありましたが、結局そこに至るまでの話し合いができなかったというところで終了しているのかなと思っています。実際にできたかといえば、考えていただいていた、ワークショップをしたりとかではなかったで、結局課題のところか何か漠然としたままなのかなと思いました。研修会は何度も続くので、これからの話になるかもしれませんが、そこに引き着くまではなかなか難しいです。 |
| 部会長 | どのようなストーリーで決めていくのかということはよく考えなければなりません。 |
| 委員 | したがって、この地域まちづくり協議会と兼ねて行うのは非常に難しいなと思います。申し訳ございません。具体的な意見ではないのですが。 |
| 部会長 | ありがとうございます。様々な意見やコメントをいただきました。一般的に地域まちづくり協議会がどのようなものかというイメージをおそらく持っていただけたかなと思いますが、その上で阪南市に落とし込む際にこのような点に気がついた方がいい。阪南市の現状はこのように課題があるという話を多く聞かせていただいたと理解していますが。事務局、これで一旦終了してよろしいですか。何か聞きたいことがあれば。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | おっしゃるように、既存の活動をどのように整理するのかという問題と多様な主体が存在している中、どのように組織を整理していくのかという問題があります。また、地域まちづくり協議会になれば、自治会員や自治委員のみを考えて、できる限り会員、非会員を増やしていくという活動をされるのですが、主なメインは自治会員がターゲットになっています。校区福祉委員会はかなり幅広いですが、設立の趣旨などは高齢者や介護が必要な方など福祉の観点の方がターゲットになるかなと思います。地域まちづくり協議会になってくると、要はそのに住む方全員が対象になるというところを踏まえた際に、どのような活動が必要なのか。どのような組織が望ましいのかは非常に深く考えていかなければならないかなと思っています。ただ、そのようなものを考えないといけないというのは地域の確認をした際に、条例・制度としてはきちんとしなければならないと思っているというようなところになります。 |
| 部会長 | ありがとうございます。 しかし恐らく、起こしていただけたらと思いますが、これまでの話の中で幾つもキーワードが出てきていると思います。その辺もすり合わせをしながら次につなげたいと思います。率直なご意見をいろいろありがとうございました。 では、本日もう一つ話をしなければならないことがあります。少し気が早いと思われるかもしれませんが、推進委員会の時も話をいただいている地域まちづくり協議会条例の話。このような条例を作ろうかと思っていますという話をこれから事務局に説明していただきます。どのような内容を盛り込んでいくのか。これは、阪南市が地域まちづくり協議会をどのような制度にするかという大枠を決めるのがこの条例ということになると思います。案を作ってくださいというので、まずそれについて事務局から説明をいただいた後にこのような内容でいいのか。修正する又は付け加えたとすれば、どのようなことが必要かというようなことを皆さんと議論したいと思います。 では、事務局。案件の4について、説明をお願いします。 |
| 【(仮称)地域まちづくり協議会条例の方向性について】 | |
| 事務局 | (仮称)地域まちづくり協議会条例の方向性について、資料2と参考資料2に基づき説明。 また、他市の地域まちづくり協議会の条例比較について、資料3に基づき説明。 |
| (仮称)地域まちづくり協議会条例の方向性について、委員からの意見、質疑・応答) | |
| 部会長 | ご説明ありがとうございました。先ほど最後に上手に説明してくださいましたが、条例のあり方ですね。 まず基本的な理念や方向性を条例で決めて、細かいことについては規則で対応しようというふうに阪南市は考えています。それでいいかどうかを一つ、皆さんにお伺いしたいところです。加えて、資料で条例の内容として挙げられていることについて、少し理解できないということや、このようにした方がいいのではないかとということ。また他の市の条例を見る中でこの条文も必要ではないかというご提案があれば、それをいただければありがたいです。これが理解できないという素朴な質問でも構いませんので、何かあればいただきたいです。 |
| 委員 | 交付金が出るのですか。 |
| 事務局 | 名張市などでは、既に地域まちづくり協議会にこのような計算式で交付金を出しており、それに基づいて各地域まちづくり協議会に資金が下りています。それが言うなれば一つ、自分たちで稼ぐというのもそうですが、自分たちの運営資金になっているという形になりますので、行政からの資金も入っている市になりますね。 |
| 部会長 | 阪南市はいかがでしょうか。前回の推進委員会の時に話していただきましたよね。 |
| 委員 | 設立から3年までという話でしたよね。 |
| 部会長 | 検討の段階でいただいています。そこには準備も含まれるということですよ。 |
| 事務局 | はい、このときに補助させていただきます。設立後の話はまだわからないですが。 |
| 委員 | 豊中市では補助金は出ていますよね。 |
| 事務局 | 豊中市は出ていたと思います。 |
| 委員 | 豊中市では認定にしており、計画書を報告書として提出してくださいと記載しています。 |
| 部会長 | 資金を出しているところは、基本はそうであると思います。このような事業をするので、それに合う形で補助金をいただくような手続きを踏んで、最後に年度ごとに精算や決算をしているのが一般的です。 |
| 委員 | 校区福祉委員会で助成金があり、校区の活動があります。自治会は自治会の予算があり、その中で活動します。また、まちづくりで補助金を幾らかいただいて、活動するのでしょうか。いろいろ合わすのでしょうか。これは難しいですね、分けるのは。 |
| 部会長 | 分けたままいく場合と統合していく場合がありますね。 |
| 委員 | 統合して地域に落として、地域で分配してくださいという場合も出てきます。そのあたりは行政がどのように判断するか。その中に議会を通じていいですか。申し訳ございません。そのあたりはわかりません。 |
| 事務局 | それは双方、そのような話は聞いていますが。ただ、現在、ここで話ができるような内容ではありません。資金に関することはですね。 |
| 部会長 | しかし資金の話ができない中で、活動がどうか、そのような条例の条文の話ができるのでしょうか。 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | 私は資金の話が出せないのであれば、滋賀県大津市の届け出制にするのが無難であると思います。条例をきっちり作るとなると認定の話になってきますので。認定とは何だろうということころを地域に落とせるのか、説明できるのかということころであると思いますかね。この認定やその流れは、私は仕事の関係でNPO法人設立のイメージに近いです。したがって、行政がNPO法人を認証して、法人化をすすめて、届け出て、そのあと毎年事業報告書が作成されます。その代わりに税金の軽減を受けられるというのがあるので、そのような仕組みがあると思うのです。 |
| 部会長 | 行政が認定することをどこまでできるのかといえば、やはりその資金の話になるのかなと思います。資金の話なく認定の話をするとなれば、ハードルが。ハードルといえますか。何か違和感があるというように思われませんか。 |
| 委員 | 何か違和感がある感じですかね。 |
| 部会長 | 認定の話と計画を作って、それを基に補助金をいただくという話はセット、一連の流れであると思います。そこをどのように整理するかですよね。 |
| 委員 | そのようなことをボランティアでするのかなのを想定するのも怖いと思います。 |
| 事務局 | 補足の中で、その作り込みの中で、早急に作らなければならないことかなと思います。自治会や校区福祉委員会、老人会など様々な団体がある中、地区に分配金というものがあるかなと思います。それらがまとまった資金として、地域まちづくり協議会に流れることになればいいかなと思うのですが。ただ、一つの考え方は認定作って急速に行うとあるのですが、もう一つは既に、分配金の中でそちら側から地域まちづくり協議会の方に活動組織するというのも一つあると思いますので。 |
| 部会長 | それはそうですが、それにしても、どのような資金の流れで活動するのかということはある程度理解していなければ、それを理解した上で条例を作りたいという気がします。 |
| 事務局 | 事業計画のようなものを作っていただくかなと我々は思っています。その計画の中で、計画を出すということですので、一応認定ということになるのかなと我々は思っていたのですが。 |
| 部会長 | 条例の条文に書き込むことではないかもしれませんが、規則の方に記載するという方法で良いのですが、規則に何が記載されるかわからない状況で、条例の条文がそれだと言っているのか心配になってきました。おそらく実際に活動されている方も資金の流れがどうか等は非常に気になる部分であると思うのです。 |
| 委員 | 箱作の地域まちづくり協議会は市から幾らか補助金をいただいているのでしょうか。それはまったく無いのですか。 |
| 委員 | プランのスタートの段階ではそれは無く、自主財源のみで行っていました。途中から、総合事業という事業が始まった段階で多少変わっているのですが、基本的には自主財源です。 |
| 委員 | なかなかハードルが高いですね。本当に必要であると思う人や地域はまちづくり協議会を作っていただけだと思いますが。なかなか難しいですね。 |
| 部会長 | 繊細なところですよ。恐れ入りますが、条文のことで先ほどの議論の中で出てきたことに関係するとすれば、その組織の範囲でしょうか。概ね小学校区を単位と現在条文ではなっています。恐らく市の説明からすれば、現在ある組織の有り様では解決できない課題に取り組んでいただくために、現在よりさらに広い地域で活動するような組織を作る。したがって小学校区という話ですが、本当に範囲はこの小学校区が適切かどうか。前もあつたと思いますが、いつの時点の小学校区かというのがありまして。これから統廃合などのような話が出てきた際に、どのように対応するのかというのは少し考えていかなければならないですね。 |
| 委員 | 既に統廃合されているのですが、元のところは分かれても地区となっています。校区ではなく地区となっています。したがって朝日小学校では朝日地区と山中地区。東鳥取小学校も東鳥取地区と波太地区というように、校区ではなくその元の小学校の名前で地区福祉委員会という名前に変更されています。したがって、恐らくこの中で言われているのは12地区、校区地区になるのかということですよ。 |
| 事務局 | 前回、その辺についてイメージしたとか、地域で活動されている方で比較的その校区福祉委員会の方が多いということをお聞きします。旧の小学校区とよく言いますが、現在、旧の小学校区はどこが旧の小学校なのかという捉え方もあるなということで概ね小学校区という言い方をさせていただきます。 |
| 委員 | そうすれば、統合されるとすれば朝日では山中溪と朝日と共になっているので。山中溪では本当にまとまっているのでそこにまちづくりの協議会ができ、緑ヶ丘、そして桜が丘ができる。その校区の中ではイメージですが三つできる可能性は無きにしてもあらずということですか。 |
| 事務局 | そうですね。 |
| 部会長 | それで概ね小学校区なのですね。 |
| 事務局 | 表現がなかなか困難なところがありまして。 |

| | |
|-----|--|
| 部会長 | <p>いえ、どのように説明するかが重要であると思います。恐らく見た目の印象が重要です。範囲の話は難しいですかね、特に自由に作られるとすれば、名張市のように、この区切りで行おうというように市から乗って、被せてしまうとえば変ですが、決めてしまうのであれば、ここはあまり心配ないといえますか。何か悩ましいわけではないのですが、住民が自主的に必要であると思って作っていくことを本当に重視するのであれば、どのような範囲で作られるのかはかなり重要なところであると思います。</p> <p>おそらく市の意図からすれば、小さくても課題の解決にならないという考えでしょう。現在ある小学校が20年後どうなっているかを考えた際に、条例改正すればいいということなのかもしませんが、どのようにしておけば、色々なことに柔軟に対応できるかはよく考えておいた方がよさそうに思います。</p> <p>私から質問があるのですが、まちづくり協議会条例第4条の認定(1)について、規約に定められている団体の中に事務所の所在地とあります。それは理解できますが、実際どのようなところを所在地とされることを想定されているのでしょうか。流れなどもそうだと思いますが、役所がその枠を作りこの地区ごとでこのような単位団体で作ってとなれば、大体そこには住民センターや公民館といった拠点と言われるような場所があることが普通だと思います。阪南市では恐らくそのような感じではなさそうなので、どのようなところが事務所の所在地の方向になるのか。拠点はかなり重要な問題ですし、場合によっては費用がかかる話なので、どのように考えていらっしゃるか教えていただきたいなと思います。</p> |
| 事務局 | <p>市内に43か所ある住民センターというのが一つ考えています。その住民センターにつきましては、現在行政としては、地域へ移譲していくという動きをしているところもあります。それを地域で移譲を受けたという形になりますと、市の財産から手が離れます。したがって市民の地域において、自由にその施設を使用していただくことができると考えています。</p> <p>では所在地はどこかといえ、そのようなところは受けたところが住民センターの地域のコミュニティ施設の拠点があったとして据え置くことは可能かなと思うところはあります。ただ、移譲を受けていないところがまちづくり協議会を作ればどうなるのかということになります。その場合は住民センターになります。行政が所有している施設を所在地という形で、そのところ活動拠点という形で据え置いていただくということも可能かということになります。</p> |
| 部会長 | <p>地域まちづくり協議会ですか。それはあまり納得できないのですが、いえ、いけないというわけではありません。住民センターを多くあるうち、自分の地域はここを地域まちづくり協議会の所在地にするとした際に、それが事務所にするとした際に違和感を覚えます。</p> |
| 委員 | <p>それは地域により異なると思いますが、とにかく駐車場がないような住民センターばかりです。色々な役員が各地から集まってくるのに、それはもうどうしようもないという感じが多いと思いますよ。したがって、拠点の問題はやはり重要な問題であり、何かいろいろ行わなければならない話ではあると思いますが、現状はおそらく住民センターを拠点にすることは地域によりますが、難しいところがあると思いますね。</p> |
| 委員 | <p>私たちは、住民センターに行くのに階段があります。高齢者がすでにその階段で疲れてしまいます。したがって別に空き家を借りて、そこを事務所にして行っています。そのような問題は場所により異なりますね。</p> <p>もう一つ、その小さい単位の協議会というものを描いていますが、地域の課題を処理するというものを重点にするのであれば、組織を形成することは幾らでもできると思います。実際に活動するのは拠点があるわけで、さらに小さい単位の協議会という形になるのではないかなと思います。</p> |
| 部会長 | <p>活動の内容など目的によっては大きいことがいいとは限らないですよ。さらに身近な方がいいでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>さらに小さい中の活動協議会ですね。</p> |
| 部会長 | <p>そのような活動をどう拾い上げるかような話も考える必要があるということですね。</p> |
| 委員 | <p>支部のように分けて、地域まちづくり協議会で管理するというような組織もあります。しかしそれは二重三重に増員が必要になりますからね。難しいと思いますね。</p> |
| 部会長 | <p>所在地と書くのはわかったのですが、それはどうなのかなと気になったので。最悪の場合本当にそれでいいかどうか別として、郵便物が届けばよく、会議する場所をどこかで借りるという形を取ることもできなくはないと思いますが、本当にそれでいいかです。活動や会議を行う際に、拠点は欲しくならないのかなと思います。</p> |
| 委員 | <p>また、まちづくり協議会条例第4条第2項の地域に対して1団体に限ると記載されています。地域によっては2つ、3つの協議会があるかもしれません。子ども問題協議会や高齢者問題協議会など。</p> |
| 部会長 | <p>恐らくそのことは資料1にもあったと思いますが、協議会としては地域に一つにして、その中に高齢者部会や子供部会など。例えば観光や農業を振興する部会などまちづくり協議会の中に課題ごとに部会を作り、実働するグループを置いていくことをおそらく市は考えていると思います。</p> <p>ただ課題意識が異なる人たちが同じまちづくり協議会の中の部会という形で入り、上手く回していけるかはわかりませんがね。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | 組織の成り立ち方により、資料1に記載されている一体型の見方という形で分かれるのかなと思います。恐らくこれ以外に、対応できないところを協議会という形にするという形もあり、それ以外にも可能性としてあるのかなと思います。 細かいところで疑問があります。文言ですが、まちづくり協議会条例第2条の用語の部分です。もしかすれば前に少し話をしたかもしれませんが、自治基本条例第3条に協働と入っていますが、このまちづくり協議会が入るのかと大変疑問に思いました。 また、市民公益活動団体というふうに付けています。自治基本条例では市民活動団体と揃えましょうという話がありましたが、地域まちづくり協議会を作ったその地域を入れたものであると思うのですが。 |
| 部会長 | 要望は整理しましょう。 |
| 委員 | 自治基本条例に基づき、整合性がとれるといいのかなと思ひまして。 |
| 部会長 | それは揺れていると混乱するので合わせてくださいということですね。また協働などは自治基本条例に入っているの、あえてここには入れなくていいかなという話になりました。 これは私の意見ですが、皆さんも意見をいろいろいただきたいのですが、資料2の⑥の地域まちづくり協議会の活動の3つ目で、地域の市民との情報共有と記載していただいています。実際にこれは、参考資料の2の第5条第2項に地域まちづくり協議会は、その活動について、地域の市民との情報共有に努めることと記載してありますが、努めるという文言でいいのでしょうか。意図が少し異なるのかもかもしれませんが。特に計画を作る、補助金が出るということであれば、私は必要な情報は公開しなければならないと思っています。おそらく決算書なども、ネット上で地域の方が誰でも見られるようにアップする必要があるのかなと思いますが、資料での情報共有はそのようなことを言っているわけではないですか。 |
| 事務局 | 基本的にはこの活動などで取り組み内容や資金の収支の部分等も含め、組織の活動であると思っています。それをどのような使用を行い、どのような活動をしたのかは努めるというよりはもはやそれを基本的には行うというようなものにならなければならないですね。それぞれしなくていいのかなとなれば、次第に透明性がなくなり何をしているのかわからない団体になるかなと思いますので、この文言は修正させていただきたいです。 |
| 部会長 | そこはぜひ修正をしていただいて、おそらく今後のその認定や地域計画での補助金はどうなるのかということになれば、余計ここが重要になってくると思います。 では、他どうでしょうか、皆さん。いいですか。 |
| 委員 | 資料2で(2)条例の内容の①目的があります。資料2での目的はまちづくり協議会とは何かということがよく理解できます。一方、参考資料2の条例の方では地域まちづくり協議会の提言をさげずにずっと流れていきますね。これでいきますと、用語のところで地域まちづくり協議会とあります。ここは少し具体的に書いていますが、さらに何を行うのかということを確認に書いた方が地域まちづくり協議会とは何かということがわかるような気がしますが。 |
| 事務局 | 先ほどの話は、第1条の目的のところこのまま、参考資料2の方だと自治基本条例第16条に基づき、協働のまちづくりを進めるためについても進んでいます。結局地域まちづくり協議会が何かよくわからないなというようなことですかね。したがって資料2に書いてあるように、このような団体が、ということが前置きにある方がまずわかりやすいかなということですか。 |
| 委員 | そうともいえますし、その用語のところ、もう少し何か追加するような感じですか。地域まちづくり協議会の目的等が少し理解できません。何のためにするのかよくわからないといえますか。まちづくり協議会は何なのかということが今一つ理解できませんね。 |
| 部会長 | 条例の目的としては、もしかすれば参考資料2の第1条に書かれているとおりなのかもしれませんが。ご指摘のとおり、その地域まちづくり協議会が何かというのはかなり難しいですね。これはすべて読まなければわからないのでしょうか。 |
| 委員 | まちづくり協議会条例の目的は、地域における住民自治を推進するということはいいいいいますか。余りにも大ききまとめすぎて、何か余計にわからなくなっているかもしれません。ただ、地域の課題を解決するための地域まちづくり協議会になるので。その地域の課題を解決するか何か、それは簡単すぎるのかわからないですが。 |
| 部会長 | 事務局、資料2の①の目的の下線部はどこから持ってきていただけましたか。自治基本条例の第16条からでしょうか。 |
| 事務局 | 資料2の①の目的の下線部分は、自治基本条例の第16条第1項に、地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体を自主的に組織することができるということが市民活動団体であるという表現をしています。この部分というものが、言い換えれば活動団体やNPO法人、要は地域まちづくり協議会もこのような自主的に設立した組織に該当するという解釈を引用して引っ張ってきているということです。 |
| 部会長 | そうであれば、資料2の①の説明は、先ほどの説明ですと下線部は地域まちづくり協議会だけではないですね。 |
| 事務局 | 地域まちづくり協議会だけではないです。 |
| 部会長 | そうすれば、資料2の①があまりよくないですね。 |
| 事務局 | 目的が地域まちづくり協議会だけではないので。 |

| | |
|-----------|---|
| 部会長 | 今後使用する際に修正した方がいいですね。また資料2も含め、参考資料2の条文の方ですが、これもまちづくり協議会。確かにわかりにくいですね。 第1条は宿題にさせていただけないでしょうか。第1条どうするかは少しわかりやすい方がいいということですね。確かに、ここだけは地域まちづくり協議会は何かわからないです。どうできるかは、申し訳ございませんがすぐ思い浮かばないです。 |
| 事務局 | おそらく大津市の要綱の目的がわかりやすいのかなという気がします。地域の各種団体や個人事業者、その他多様な主体が参画し、という部分がまずわかりやすいかなと。それがまちづくりを行う住民主体の地域自治組織であるということで、まちづくり協議会であるという表現がされています。これは非常にわかりやすいようになっているのかなと思います。 |
| 部会長 | ただ、大津市の場合用語がありません。どうするかは申し訳ございませんが、宿題として少し考えます。ただでさえわかりにくいといえますか。これまででないものなので、できるだけ読んでわかっていただきやすいような工夫をすることは重要であると思います。ご指摘ありがとうございました。 条例についていかがでしょうか。他に何かこのようなことを記載しなくてもいいか等ありますか。活動の制限は少し入れておかなければならないかなと私も思いますが、規則ではなく、条例のところに入れますね。他はいかがでしょう。条例をこのような形で作っていただくという事務局からのご提案でした。これまでどうでしょうか。 |
| 委員 | まちづくり協議会条例の第7条の行政の助言及び支援というところ。助言及び支援を行うことと行政はなっています。助言はわかりませんが、支援は、人的な支援と経済的な支援を財源がないのにどのようにやりくりしてくれるのかと思いました。 |
| 部会長 | その辺は具体的にこれから詰めていくということですか。 |
| 事務局 | はい。 |
| 委員 | 支援と記載していても、実際財源がないのですべて自分で行うということになるのですかね。支援と記載してあるのでどれだけ行っていただけるのかと言われればね。 |
| 部会長 | 少し考えておく必要ありますよね。ありがとうございました。 これまでの話で言えば、組織の範囲はどのような表現がより適切で柔軟に対応できるかという話でした。概ね小学校区でいいのかなとか。 また拠点の話では、条文の中には直接影響はないかもしれませんが。しかし事務所所在地ということを考えていくのであれば、拠点をどのように考えるかということはセットで準備しておく必要があると思います。 さらに情報共有は努力義務ではなくきちんと行うということ。したがって、その辺は条文を修正していただきたいということです。 最後になりましたが、まちづくり協議会条例の第1条の目的を、どれぐらいすんなり読んで理解できるような表現に変更できるのか。これは事務局に検討をお願いしたいと思います。それでよろしいですか。他に何かどのようなことでもいいですが。 |
| 委員 | この資料を作っていただく際に、カラーでは黄色の文字や白の文字が見にくいです。拡大鏡で読みましたが、黄色や白抜きは見にくいです。 |
| 事務局 | 引用しているのですが、少し見にくくて申し訳ないです。今後気をつけます。 |
| 委員 | そうすれば事務局、上下ですので上に図で載せていただいたらと思います。 |
| 部会長 | ありがとうございます。 連絡しておきたいのですが、条例の内容として気になるところは先ほど指摘した感じ。また最初に事務局からの説明もありましたが、条例の形に関して、まちづくり協会について条例や規則で定めるにあたり、大枠を条例でまずは地域まちづくり協会の枠をこのような形で決めます。細かいこと、より詳細な手続きや活動の報告をどうするかの話については規則で決めるという二段階で行うということでもよろしいですかね。 |
| 各委員 承認 | |
| 部会長 | そうしておいた方がわかりやすいところと、あと何か修正も聞きやすいと思いますので、ご提案どおりでいいかなと私も思います。 |
| 委員 | すべて議会に通さなければならないとなれば、なかなか文言修正だけでも大変です。最初にすることは非常に責任重大かなと思います。 |
| 部会長 | 本当にそうですので、きちんと考えて作っていきなさいと思います。私たちも、私も大変ですよ。そうですよ。よろしいですか。事務局もこれで問題ないですか。それでは次第5、その他。事務局から何かありますか。 |
| 【その他について】 | |
| 事務局 | その他について、本日出た結果について推進委員会に諮るか否かについて説明。 今後のスケジュールは現時点では未明ということも説明。 |

| | |
|-----|--|
| 部会長 | 不確かで申し訳ないのですが、少し時間をいただきたいなと思います。 では、以上で本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。本日はご多用の中、ご出席ありがとうございました。また活発な意見いただき、ありがとうございました。次回は現時点では未定ですが、今後ともどうぞよろしく願いたします。では司会にお返しいたします。 |
| 司会 | 部会長、どうもありがとうございました。それでは、第7期阪南市自治基本条例推進委員会第1回検討部会を閉会させていただきます。皆様お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございました。 |